

○山形県警察自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行手続に関する訓令

平成14年5月31日

本部訓令第14号

改正 平成17年5月13日本部訓令第15号

平成26年3月25日本部訓令第6号

平成27年3月27日本部訓令第8号

平成28年4月28日本部訓令第9号

令和2年9月14日本部訓令第10号

注 平成26年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(進達)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第3条の規定により申請書等の提出を受けたときは、所要の調査を行い、当該申請書等（添付書類を含む。）に進達書（別記様式第1号）を添えて、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令第9号・令和2年10号〕）

(報告要求等)

第3条 署長は、法第21条第1項の規定により、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(立入検査)

第4条 法第21条第1項の規定により立入検査をする警察職員は、身分証明書（別記様式第2号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 署長は、立入検査を行ったときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(行政処分の上申)

第5条 署長は、自動車運転代行業を営む者に対し、法第22条第1項の規定による指示又は法第23条第1項若しくは法第24条第1項の規定による命令を要すると認められるときは、行政処分上申書（別記様式第3号）により速やかに本部長に上申するものとする。

(処分通知)

第6条 次の各号に掲げる規定による通知は、当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。

- (1) 法第5条第3項 認定に関する通知書(別記様式第4号)
- (2) 法第7条第1項 認定取消処分通知書(別記様式第5号)
- (3) 法第22条第1項前段 指示書(別記様式第6号)
- (4) 法第23条第1項 営業停止命令書(別記様式第7号)
- (5) 法第24条第1項 営業廃止命令書(別記様式第8号)

(山形県知事との協議)

第7条 次の各号に掲げる規定により山形県知事に協議するときは、当該各号に掲げる協議書により協議するものとする。

- (1) 法第5条第4項 認定に関する協議書(別記様式第9号)
- (2) 法第7条第2項 認定取消しに関する協議書(別記様式第10号)
- (3) 法第23条第3項 営業停止命令に関する協議書(別記様式第11号)
- (4) 法第24条第2項 営業廃止命令に関する協議書(別記様式第12号)

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

(山形県知事への通知)

第8条 次の各号に掲げる規定により山形県知事に通知するときは、当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。

- (1) 法第8条第2項 変更届出に関する通知書(別記様式第13号)
- (2) 法第9条第3項 認定証の返納に関する通知書(別記様式第14号)
- (3) 法第22条第1項後段 指示に関する通知書(別記様式第15号)

2 法第8条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定により提出された届出書の写しを送付することにより行うものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

(自動車運転代行営業所カード)

第9条 警察署及び交通部交通企画課に、自動車運転代行営業所カード(別記様式第16号)を備え付けるものとする。

2 自動車運転代行営業所カードは、警察署の地域交通課長、交通第一課長又は交通課長が、管轄区域内における自動車運転代行業者の営業所ごとに2部作成し、うち1部を交通部交通企画課長に送付するものとする。

3 自動車運転代行営業所カードは、常に最新の状態にしておくものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令第6号〕)

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日本部訓令第8号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月28日本部訓令第9号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日本部訓令第10号)

この訓令は、本日から施行する。

別記様式第1号

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>山形県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p> <p style="text-align: center;">進 達 書</p> <p>年 月 日受理に係る自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 申請 第 条第 項の 届出 について、次のとおりであるから進達する。 返納</p>	
氏名及び生年月日(法人 にあつては名称、代表者 の氏名及び生年月日)	(電話)
主たる営業所の名称及び 所在地	(電話)
その他営業所の名称及び 所在地	(電話)
署 長 の 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条各号に掲げる欠格事由の該当 有 ・ 無 有の場合：法第3条第 号に該当 (内 容：) ・その他意見
参 考 事 項	

様式第2号

(表)

	身分証明書	第 号
写 真	官 職	
	氏 名	
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
山形県公安委員会 印		

85.6

54.0

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(抜粋)

第21条 略

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第3号

山形県警察本部長 殿		第 年 月 日 号		
		警察署長 印		
行 政 処 分 上 申 書				
處分を必要とする る営業所	所在地			
	名称			
	氏名 (代表者)			
處分を必要とする事由	違反内容			
處分前歴	處分年月日	處分結果	處分年月日	處分結果
参 考 事 項				

様式第4号

第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号

第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

山形県公安委員会 印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号

第 号

指示書

住所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第25条第2項第1号の規定により、以
下のとおり指示します。

指示事項

理由

年 月 日

山形県公安委員会 印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定により、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

山形県公安委員会 印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号

第 号

営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定により、下
記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

山形県公安委員会 印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号

第 号
年 月 日

認定に関する協議書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

年 月 日、別添1(認定申請書の写し)のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し)の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先

様式第10号

第 号
年 月 日

認定取消しに関する協議書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項に基づき協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

様式第11号

第 号
年 月 日

営業停止命令に関する協議書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定により、以下のとおりのおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

命令年月日 (予定)	
営業停止命令 の内容	
営業停止命令 を行う理由	
その他参考事項	

* 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

様式第12号

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 第25条第2項第3号 の規定により、以
下のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先

様式第13号

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添(変更届出書の写し)のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

様式第14号

第 号
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

様式第15号

第 号
年 月 日

指示に関する通知書

山形県知事 殿

山形県公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第25条第2項第1号の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

指示年月日	
指示事項	
指示の理由	
その他参考事項	

* 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

様式第16号

(表)

(警察署)

自動車運転代行営業所カード				
営業所の名称、 所在地、責任者氏名 及び生年月日	(電話)			
主たる営業所の名称、 所在地、代表者氏名 及び生年月日	(電話)			
安全運転管理者等の 住所、氏名 及び生年月日				
車両台数	台(うち借上げ車両	台)	従業員数	名(うち臨時アルバイト等
損害賠償責任保険等加入状況	会社名		対人	対物
随 伴 用 自 動 車	自動車登録番号若しくは車両番号又は標識の番号			

(裏)

変 更 年 月 日	変 更 事 項
その他参考事項	

別記様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

(一部改正〔平成28年本部訓令9号〕)

様式第5号

(一部改正〔平成28年本部訓令9号〕)

様式第6号

(一部改正〔平成28年本部訓令9号〕)

様式第7号

(一部改正〔平成28年本部訓令9号〕)

様式第8号

(一部改正〔平成28年本部訓令9号〕)

様式第9号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第10号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第11号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第12号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第13号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第14号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第15号

(一部改正〔平成27年本部訓令8号〕)

様式第16号